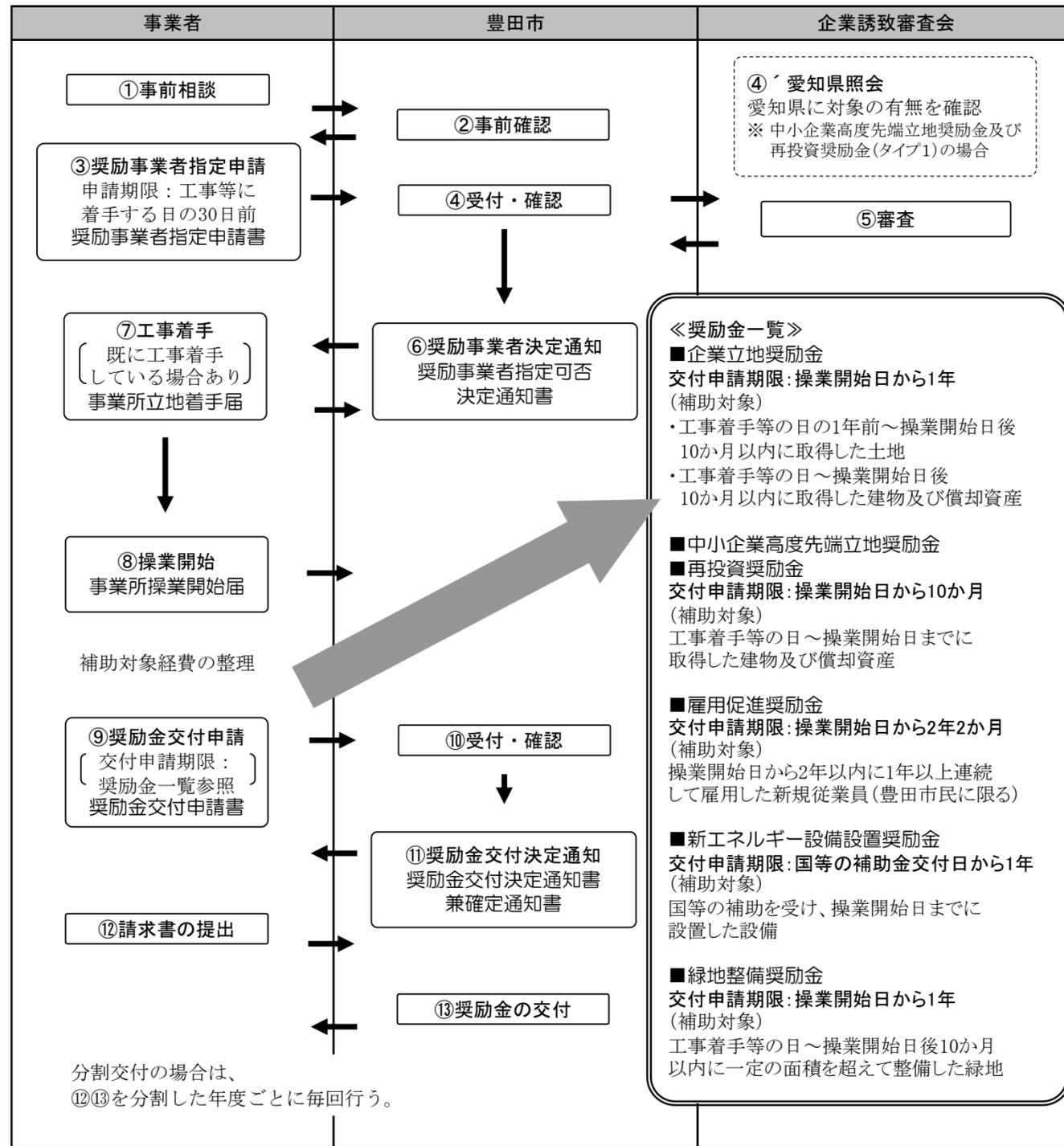


手続の流れ(奨励金交付まで)



どうぞご相談ください。

問い合わせ

豊田市役所 産業部 ものづくり産業振興課 企業誘致担当
TEL 0565-34-6641 FAX 0565-35-4317
Eメール kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp
ホームページ <http://sangyounavi.toyota.aichi.jp>
※ホームページから各種申請書の様式をダウンロードできます。



製造業のみなさま 企業立地はぜひ豊田市で!!



- 豊田市で新たに工場・研究所を設置したい!!
- 豊田市内の工場・研究所の隣接地を取得して増設したい!!

そんな事業者の方には...

企業立地奨励金がオススメ!!

- 工場・研究所の増設にあわせて既存の設備を更新したい!!
- 既存工場・研究所の設備を更新して事業拡大を図りたい!!

そんな事業者の方には...

再投資奨励金がオススメ!!

上記の新規投資(工場・研究所の設置、設備の更新など)にあわせて...

- 従業員を増やしたい!!
- 新エネルギー設備の導入を図りたい!!
- 緑地を整備したい!!

新規投資にあわせて

各種奨励金もご用意しています!!

詳しくは奨励金メニューをご確認ください!!

愛知県 豊田市

【初期投資に対する支援】

奨励金の種類 (※1)	対象地域 (※2)	奨励金の額	重点産業分野	上限額	主な交付要件		
					対象業種 (※3)	対象事業所の用途	投下固定資産総額等
企業立地奨励金	産業誘導地区	投下固定資産総額の10億円以下の10%の額と10億円超の5%の額の合計	左記奨励金を 倍額交付 *重点産業分野 次世代自動車分野 環境・エネルギー分野 次世代ロボット分野 食品製造分野	5億円	製造業 次世代産業	工場 研究所 事務所	中小企業 1億円以上（次世代産業・研究所は、1,000万円） 大企業 5億円以上（〃）
	農山村地域	*投下固定資産総額 立地に要した費用のうち、土地、家屋、償却資産の取得額をいいます。		（新規立地は10億円）			1,000万円以上
	その他の地域	投下固定資産総額の10億円以下の5%の額と10億円超の2.5%の額の合計		5億円			中小企業 1億円以上（次世代産業・研究所は、1,000万円） 大企業 5億円以上（〃）
中小企業 高度先端立地奨励金	市内全域	土地を除く投下固定資産総額の20%の額		10億円	次世代産業	工場	2億円以上（土地を除く。） 【その他要件】新規雇用従業員 5人以上
再投資奨励金 タイプ1 〔愛知県と連携した補助金〕		中小企業 土地を除く投下固定資産総額の10%の額 （既存事業所内に設置する償却資産を含む。） 大企業 土地を除く投下固定資産総額の5%の額 （・既存事業所内に設置する償却資産を含む。） （・市交付分と同額を県から交付。）		中小企業 10億円 大企業 5億円 （県5億円）	次世代成長分野 集積業種	工場 研究所	中小企業 1億円以上（土地を除く。） 大企業 25億円以上（土地を除く。） 【その他の要件】 中小企業 愛知県内に20年以上かつ豊田市内に10年以上立地 常用雇用 25人以上維持 大企業 愛知県内に20年以上かつ豊田市内に10年以上立地 常用雇用 100人以上維持
		タイプ2 〔豊田市単独の補助金 中小企業限定〕	農山村地域	土地を除く投下固定資産総額の5%の額 （既存事業所内に設置する償却資産を含む。）	5億円		製造業
1,000万円以上 （土地を除く。）							

【新規雇用等に対する支援】 上記の奨励金の交付要件を満たす場合に対象となります。（単独での申請はできません。）

奨励金の種類	対象地域	奨励金の額	上限額	主な交付要件
雇用促進奨励金	市内全域	新規雇用従業員1人当たり25万円の額	1,000万円	新規雇用従業員（雇用期間1年以上、豊田市民）が次の人数以上であること。 中小企業 3人 大企業 20人
新エネルギー設備設置奨励金	市内全域	設備設置費用の1/3の額	1,000万円	国又は一般社団法人新エネルギー導入促進協議会から設備設置に係る補助金が交付されること。
緑地整備奨励金	市内全域	緑地整備費用の1/2の額	1,000万円	一定の面積を超える緑地を整備すること。

(※1) 企業立地奨励金、中小企業高度先端立地奨励金及び再投資奨励金は、**重複して交付できません。**

(※2) 対象地域のうち「産業誘導地区」及び「農山村地域」とは、次の地域をいいます。

- ① 産業誘導地区
市総合計画の土地利用構想において工業系土地利用を促進する地区として位置付けられた次の地区等
・東海環状自動車道、伊勢湾岸自動車道及び猿投グリーンロードの主なインターチェンジ周辺
・工業専用地域、工業地域等の工業系土地利用がなされている地区及びその周辺
- ② 農山村地域（産業誘導地区を除く。）
・旭、足助、稲武、小原及び下山の各地区
・石野、藤岡、松平、猿投台及び高橋の各地区の一部の小校区

(※3) 対象業種のうち「次世代産業」、「次世代成長分野」及び「集積業種」とは、次の業種をいいます。

- ① 次世代産業
次に掲げる分野のうち、高度かつ先端的な技術を利用する製造又は研究に係る事業
健康長寿関連分野、ナノテクノロジー関連分野、環境・エネルギー関連分野、航空宇宙関連分野、バイオテクノロジー関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野
- ② 次世代成長分野
次世代自動車関連分野、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野
- ③ 集積業種
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき西三河地域基本計画において、集積業種として指定する業種のうち製造業の用に供される分野
例）輸送機械関連産業、機械関連産業、電気・電子機器関連産業、農商工連携関連産業（食品、木材等）

詳細については、お問い合わせください。